（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第十四条関係）	**別表第二**（第十四条関係）
種類 / 手数料の最高額 / 徴収方法	種類 / 手数料の最高額 / 徴収方法
受付手数料 / 求人の申込みを受理した場合は、一件につき七百十円（免税事業者にあっては、六百六十円） / （略）	受付手数料 / 求人の申込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあっては、六百六十円） / （略）
紹介手数料 / 一　支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額（次号の場合を除く。） 二　同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八（免税事業者にあっては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額 / （略）	紹介手数料 / 一　支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額（次号の場合を除く。） 二　同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあっては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額 / （略）
備考　（略）	備考　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第一条中職業安定法施行規則第三十条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第四号（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第六十二条の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十九日

農林水産大臣　江藤　拓

動物用医薬品等取締規則及び動物用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令の一部を改正する省令

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第一条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。